

平成26年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成26年7月18日（金） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野間 俊行
教育総務部教職員課長	栗原 裕
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	小田部 英仁
学校教育部教育指導課長	丸瀬 正
学校教育部支援教育課長	三浦 昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	小貫 朗子
博物館運営課長	稲森 但
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	市川 敦義

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に 青木委員を指名した。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(青木教育長)

それでは、平成 26 年 6 月 19 日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、5 月の委員会定例会において慎重なご審議をいただき、市議会第 2 回定例会に上程いたしました「横須賀市いじめ等に関する条例」が議会の議決をいただき、7 月 1 日に施行いたしましたことをご報告いたします。

次に、6 月 26 日に実施いたしました「学校・教育委員会合同防災訓練」は、学校外への全児童・生徒の避難を行った学校も含め、すべての学校との非常時の連絡・伝達訓練として所期の目的を達成できた良い訓練であったと感じています。

今後も、児童・生徒の在校時の災害発生に備えるため、災害想定や実施目的を工夫しながら、実効性のある訓練を続けていかなければならないと思っています。

教育委員会の附属機関であります、「文化財専門審議会」及び「社会教育委員」会議が 6 月 23 日に、「美術館運営評価委員会」が 24 日に、「スポーツ推進審議会」が 30 日に、「支援教育推進委員会」が 7 月 1 日に、「学力向上推進委員会」が 11 日に、それぞれ本年度第 1 回の会議が開催され、新たな委員の方々には、委嘱書の交付をさせていただきました。

機関の設置目的に沿って、本年度の調査・研究・審議を開始いただいたところです。

7 月 9 日には、昨年 6 月に諮問をし、審議を重ねていただいていた「横須賀市立高等学校教育改革検討委員会」の最終会議が行われ、間もなく答申がなされるものと思っております。新教育課程の完全実施と時を同じくして、27 年度から改革に向けての取り組みができるものと期待しております。

学校行事としては、全小学校の 5 年生を対象とした「芸術鑑賞会」が、6 月 30 日・7 月 1 日の両日、芸術劇場大ホールにおいて 3 回の公演で「神奈川フィルハーモニー管弦楽団」の演奏を鑑賞しました。

フルオーケストラの演奏を味わうほか、会場の児童全員との合奏や合唱もあり、成長過程の子どもたちの情操を育むうえで続けていかなければならない教育の

一環だと感じました。

前回定例会で報告事項としてお知らせいたしました美術館の企画展、「子どもと美術を楽しみたい キラキラ・ざわざわ・ハラハラ展」が 12 日土曜日から開催されております。

若い作家たちによる感性豊かな体験型の展覧会として、まさに子どもから大人まで楽しめる今までにないものとなっています。リピーター割引の試みも含め、夏休み期間中多くの方が観覧されることを期待します。

また、明日 19 日から始まる博物館開館 60 周年記念特別展示「第 1 部ヨコスカの宝」にも期待を込め、積極的な広報を図ってまいりたいと考えています。

なお、学校は 21 日から夏季休業が開始されます。中学校は本日が休業前の最終登校日ですが、小学校は 22 日火曜日を「授業日数増加に関する試行日」として全校が登校日とし、給食もこの日まで行います。23 日も 1 小学校が授業日としております。

最後に、前回の定例会で報告いたしました 6 月 7 日発生 of 崖崩れによる「神明小・神明中」の通学路の通行止めについては、法面の仮復旧が完了し、7 月 8 日から通学路として、通行が可能となりました。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第 1 議案第 31 号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定）』

日程第 2 議案第 32 号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定）』

委員長 一括して議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第 31 号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定）』及び議案第 32 号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定）』について、併せて、説明いたします。

本議案は、平成 26 年 7 月 1 日施行された「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」に基づき、「横須賀市いじめ等課題 解決専門委員会規則」及び「横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則」を条例施行日と同日付で施行させることについて、「教育長に委任する事務等に関する規則」第 3 条の規定に基

づき、教育長が臨時代理による事務を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

初めに、議案31号（横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定）の内容についてご説明いたします。同規則第1条から第5条までは、条例第17条第5項の規定により、教育委員会の附属機関である「横須賀市いじめ等課題解決専門委員会」の運営について必要な事項を規定しています。

また、附則として、教育委員会事務局等事務分掌規則を改正して、教育委員会の附属機関として、新たに、同委員会を規定します。

続きまして、議案32号（横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定）の内容についてご説明いたします。同施行規則は、条例第16条第3項の規定により、学校が、いじめ、体罰、学校問題に関して、教育委員会への報告の方法について規定をしています。

以上で議案第31号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市いじめ等課題解決専門委員会規則制定）』及び議案第32号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市いじめ等の対策に関する条例施行規則制定）』の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（森武委員）

議案第31号について、横須賀市いじめ等課題解決専門委員会を臨時代理で立ち上げられたということで、委員会自体の、人選や実際の発足などは今後の状況なのかと思いますが、現在の状況を教えてください。

（支援教育課長）

委員会を構成する方につきましては、順次ご説明をいたしまして、内諾をいただいているところでございます。そろい次第、早急に対応していきたいと考えております。

討論なく、採決の結果、議案第31号及び議案第32号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項の聴取を宣言

報告事項（1）『除染土砂埋設地の放射線量測定結果について』

（学校管理課長）

報告事項（1）「除染土砂埋設地の放射線量測定結果について」ご説明させ

ていただきます。

1 放射線量測定ですが、資料に記載の期間に実施し、測定対象は、小学校27校、中学校13校、及び総合高校、ろう学校、養護学校の計43校であります。

今回の測定の目的は、平成23年11月から12月及び平成24年6月に除染土砂を埋設した場所の放射線量の変化を確認するためのもので、測定に当たっては、小学校、ろう学校、養護学校では地表高1cm、50cm、1mで測定し、中学校、総合高校では、1cm、1mで測定を行いました。

2 測定の結果ですが、埋設時点と比較して、放射線量はほぼ同量でありました。ただし、43校中3校においては、除染土砂埋設地の上に新たに側溝清掃土を盛っているため、放射線量は上がっていますが、除染基準を超えるものではなく、通常児童生徒が立ち入らない場所なので、安全性に問題はないと考えます。

なお、3校とは走水小学校、栗田小学校、不入斗中学校であります。

3 除染土砂埋設地の周知ですが、測定時には、学校管理職の立会のうえ行っていますので、各学校とも埋設場所は把握しており、児童生徒に指導するようお願いしています。

また、ホームページには測定結果のほかに位置図や埋設場所の写真を掲載していますので、周知は図られていると考えています。

4 本市の除染の目安と国の基準（目安）ですが、本市の除染基準値は、地表高1cmで毎時0.59マイクロシーベルト、または地表高1mで毎時0.23マイクロシーベルトとし、小学校、ろう学校、養護学校では、50cmで毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合としています。

2 ページ目をお開きください。「除染土砂埋設地の測定結果」であります。この一覧表の一番右側に今回の測定結果を記載しております。また、参考として一番左側の欄は、平成23年11月に全校で側溝等の測定を行ない、除染基準を超える土砂を埋設した測定した結果であり、その後の再測定の結果を左から順に記載しております。

以上で、「除染土砂埋設地の放射線量測定結果」の説明を終わります。

（森武委員）

引続き測定いただいているということで、ご苦労様です。説明のあった3つの小学校において1cmのところの数値が上がっているということなので、この理由は他の場所の清掃土を置いたことによるものということでしたが、各学校において従来からこのような処置を取られているのでしょうか。

(学校管理課長)

学校により、側溝清掃土を置く場所は様々です。この学校につきましては、側溝清掃土を置く場所がありません。そういった場合は、埋設したところに置いています。学校によっては、別の場所に置いていたり、場所がなく埋設した場所に置いている学校もあります。

(森武委員)

埋設した場所の上においている学校についてなのですが、埋設した場所は通常児童の立ち入らない場所ということになっていますが、これは、場所的に立ち入らない場所なのか、制限をかけて、立ち入らないようにしているのか、どうなっているのでしょうか。

(学校管理課長)

43校中23校は看板で注意喚起したり、フェンスで仕切られた場所に置いています。残りの20校は何も処置はしていないのですが、通常児童が立ち入らない場所に埋設しています。

(森武委員)

もうかなりの年数が経つので、側溝清掃土も通常より高い値はほとんど出ないかなという認識を持っていたのですが、ある特定の場所の側溝清掃土を集めると、高い値がまだ出ているということですのでよろしいのでしょうか。

(学校管理課長)

側溝清掃土は、処理をした場合は、必ず学校管理課の職員が測定に行っています。集めると若干高くなるという傾向はありますが、除染が必要な数値は出ていません。

(森武委員)

側溝清掃土を集めると若干高い数値が出る可能性があるということで、埋設した場所以外の別の場所に置く場合でも、学校管理課の職員が測定に行っていて、除染基準の数値が出ないということを確認しているということですのでよろしいのでしょうか。

(学校管理課長)

はい、学校管理課の職員が学校へ行き、確認しています。

(森武委員)

年数がかなり経っているのですが、そこまでしなくてもいい状況になってきているのかと思っていたのですが、少し高い数値が出ている場所もあるので、引続き依頼があった時には測定していただいて、安全確保に努めてほしいです。測定はもう少し続けていくのでしょうか。

(学校管理課長)

いつまで続けるかは、予定は立てていません。また、やめるということも予定を立てていません。今の体制を維持しつつ、いつになったらやめることができるのか今後の検討課題となるのですが、まだしばらくは続けていく予定です。

(三浦委員)

通常児童生徒が立ち入らない場所と説明いただいたのですが、子どもは基本的に入れるところがあれば遊びに行くというのが当たり前のことだと思うのですが、それをどのように防いでいるのでしょうか

(学校管理課長)

基本的に埋設する際には、学校側と協議して、どの場所なら児童生徒が立ち入らないか確認して、埋設をしました。

何も措置していない学校もあるのですが、学校側の指導をお願いしているのが現状です。近寄らない、穴を掘らないなど注意してもらっています。

基本的には、近づいても、除染基準となる高い数値ではないことは確認しています。安全という面では、常に確認しています。

(三浦委員)

2年生以上はいいと思うのですが、1年生が入学してきた際には、どのような具体的な指導をしているのでしょうか。

(学校管理課長)

毎年6月に測定を行っているのですが、1年生が入学されて、どのタイミングで学校の先生がお話するかは把握していません。測定には、学校の校長、教頭に立ち会いをしていただいているので、その際には近づかないよう指導するよう伝えていきます。具体的に、いつの時点で何年生に指導しているのかは把握していません。

(三浦委員)

教育委員会として、確認した方がいいのではないのでしょうか。

1年生の入学時期が一番危険だと思います。穴を掘らない指導も大切だと思います。通っても大丈夫ですが、そこで穴を掘らないという保証がないことが問題だと思います。

(学校管理課長)

今後、来年度以降どのような形で周知するか検討していきます。

(齋藤委員長)

やはり、事故から3年以上経っており、当初は学校もすごく敏感になっていたと思うのですが、3年経つとなんとなく危機意識も薄くなり、日常化してきているかとも思います。改めて各学校へも、1年生への対応も含めて、近づかないこと、特にフェンスでは囲われていない部分、行こうと思えば行けてしまう部分については、事あるごとに教育委員会から学校へ注意喚起をしていってほしいと思います。

(学校教育部長)

3年経ち、学校側も意識が薄れてきているのは事実だと思います。大方の学校は立ち入らないと言っても、危険ということで、ロープで囲ったり、三角コーンで場所が分かるようにしたり、張り紙をするなど対応していると思います。改めて校長会へお願いしたいと思います。

報告事項(2) 『中学校スクールランチ充実事業の試行結果について (第2回)』

(学校保健課長)

それでは、報告事項の(2)「中学校スクールランチ充実事業の試行結果について(第2回)～(仮称)横須賀給食弁当実施事業～」についてご報告いたします。

「1 試行の概要」につきましては、6月の定例会でご報告させていただきましたとおり、(1)の期間から(5)のメニューまで、資料に記載の内容で実施しました。

次に「2 学校別・事業者別弁当注文数」についてです。今回の試行では、10日間平均の注文率は、6.4%でした。普段の弁当注文が約5%ですので、普段

とほぼ同様の注文率でした。前回の試行では、初めてということもあり、14.7%の注文率でしたが、今回は、2回目であったことや実施期間が長かったことも影響してか、前回と比較すると低い注文率となりました。

現在、アンケートの集計と、学校現場や事業者へのヒアリングを実施しているところですので、それらを検証した結果は、あらためてご報告させていただきます。

「3 今後の予定」についてですが、今回の試行と前回の試行の検証結果を踏まえ、年度内に試行未実施校での試行や、全校での試行などの必要性も検討しながら、来年度からの全校実施を目指した取り組みを進めていきたいと考えています。教育委員の皆様には、中学校における昼食の状況や、本事業につきまして、学校現場をご視察いただき、ありがとうございました。

なお、11名の市議会議員の方々、そして市長にも学校現場を視察していただきましたこと、併せてご報告いたします。

以上で、「中学校スクールランチ充実事業の試行結果について（第2回）」の報告を終わります。

（森武委員）

前回は平均14.7%の注文率に対し、今回平均が6.4%ということで、半分以下になっているのですが、弁当注文が普段5%ということなので、弁当注文がスクールランチになっても、あまり変わっていないという結果だと思うのですが、この結果はどのように理解すればいいのでしょうか。

（学校保健課長）

現在アンケートの集計をしているので、その内容を分析していきたいと思えます。

現場へ行き、聞いた中で、前回の1月試行時にいた生徒は今2・3年生になっています。前回は、寒い季節だったのでお弁当が冷たかった、初めての取り組みということで、事業者もバタバタと作ったということもあり、子どもたちのイメージしていた実際の給食とイメージが違ったという声も前回ありました。おそらく、そのあたりが今回の結果につながっているのではないかと想定しています。詳細はアンケートを分析してからご報告したいと思います。

（森武委員）

検討中ということで、分かりました。

1点検討の中に加えてほしいのですが、この期間中、通常の弁当注文はされていないということでもいいと思うのですが、パン注文は通常通りやっている

思います。パンの注文が、この期間にそれ以外の月と比べて増えているなど、数値は取っているのでしょうか。

(学校保健課長)

通常のパン注文の数値は日常的に学校から報告をもらっています。現場の職員から出た話では、試行期間はパン注文が多かったと聞いています。実際に数字の報告はいただいていますので、それを含めて分析していきます。

(森武委員)

前に注文する期間を食べる期間に近づけるなど、努力はされているのですが、当日注文は出来ないなので、通常お弁当を持ってきている方で、保護者の都合で弁当を作れない場合は、当日注文で弁当注文がなければパン注文にならざるを得ないので、増えるではないかなと思うのですが、そのあたりも数値を具体的に見て、検討していただければと思います。

(学校保健課長)

そのように検討させていただきます。

(荒川委員)

4日に常葉中で弁当を試食させていただきました。

いただいた中で、大盛・普通・小盛、御飯だけの変化でおかずは大盛でも小盛でもカツなどもボリュームがあってかわらないので、小盛というからには、ご飯だけでなく、おかずもボリュームがありすぎるかなと思ったのですが、残量などはどうだったのでしょうか。

(学校保健課長)

エネルギー量で計算していく中で、ご飯が占める量が大きいため、ご飯で量を調整しています。残量につきましては、具体的に数値は測っていませんので、事業者や学校現場とヒアリングをしている中で、聞いた話では野菜系のおかずが残った日があったなど聞いているので、検証していきたいと思います。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成26年7月18日（金） 午前10時09分